

徳島県選挙管理委員会告示第七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七一、一二六人
鳴門	一五、九二九人
小松島・勝浦	一二、四〇九人
阿南	一九、九八一人
吉野川	一一、三〇八人
阿波	一〇、二六五人
美馬	一〇、三八九人
三好第一	七、〇五二人
名西	八、五八七人
那賀	二、二八四人
海部	五、五七六人
板野	二七、二八六人
三好第二	三、九二三人